資料２

令和８年度
第２回沖縄県国民保護協議会
審議概要

日時：令和８年11月18日（水）14:00～15:00
場所：沖縄県庁４階講堂

沖縄県

沖縄県国民保護協議会とは

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」と言う。）第37条に基づき、設置されています。
- 県の区域に係る国民保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために設置されています。
- 県知事の諮問に応じて県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議します。

沖縄県国民保護協議会の組織

- 沖縄県国民保護協議会の組織は、国民保護法第38条、沖縄県国民保護協議会条例により定められています。

会長・・・沖縄県知事（法第38条第２項）

委員
- ✓ 県知事が任命【法第38条第４項】
- ✓ 任期は２年（再任も可）再任も可【法第38条第５項】
- ✓ 定数は50人以内【条例第２条第１項】

沖縄県国民保護協議会　委員

国民保護法第38条第4項	
1号委員	指定地方行政機関の長又はその指名する職員（9名） ※九州管区警察局長、沖縄総合事務局長、第十一管区海上保安本部長、沖縄気象台長、等
2号委員	防衛大臣が指定する陸上・海上・航空自衛隊に所属する者（3名） ※陸上自衛隊第15旅団長、海上自衛隊佐世保地方総監、航空自衛隊南西航空方面隊司令官
3号委員	副知事
4号委員	県教育委員会教育長、県警察本部長
5号委員	県の職員 ※知事公室長、企業局長、病院事業局長
6号委員	市町村の長、消防長 ※市長会会長、町村会会長、県消防長会会長
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員（18名） ※NTT西日本沖縄支店長、日本銀行那覇支店長、日本赤十字社沖縄県支部事務局長等
8号委員	有識者（国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者）

沖縄県国民保護計画

- 沖縄県国民保護計画は、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定めています。

1　県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
2　県が実施する避難の指示、救援の実施等国民保護措置に関する事項
3　国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
4　市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
5　国民保護措置を実施するための体制に関する事項
6　国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
7　その他県の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

沖縄県国民保護計画の構成

第1編　総論
第2編　平素からの備えや予防
第3編　武力攻撃事態等への対処
第4編　復旧等
第5編　緊急対処事態への対処

沖縄県国民保護計画の変更手続

- 計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議することとなっています。
- ただし、政令で定める軽微な変更については、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は要しないこととされています。

【政令で定める軽微な変更】※武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

- ✓ 行政区画等の名称の変更、住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- ✓ 都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ✓ 誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

これまでの計画変更について

- 沖縄県国民保護計画は平成18年3月に作成され、これまで8回変更しております。
- 大きな変更としては、平成26年2月の変更で、都道府県の区域を越える避難の場合において、避難先都道府県知事に対し、国民保護法第13条の規定に基づき、事務の委託手続きを行うことを原則とすることを明確にしました。

これまでの改正時期	○平成19年3月	○平成20年3月	○平成21年3月	○平成24年3月
	○平成26年2月	○平成27年4月	○平成29年3月	○平成30年4月

沖縄県国民保護計画の変更に伴うパブリックコメント実施結果

- １　募集期間　令和8年8月14日（金曜日）から9月14日（月曜日）
- ２　意見提出件数（人数等）　20件（3者）
- ３　提出された意見の概要

⑴　県計画への反映が適当と考えられる意見　1件

・　災害医療や人道支援等を担うNPO・NGO等と平時から連携すること

⑵　県計画への反映が適当でないと考える意見　19件

ア　国の権限に係る事項、国民保護法に定めのない事項等

・　いわゆる「戦災補償」に関する意見、防衛省ＰＦＩ船の運用に関する意見　等

イ　個別具体の状況による詳細な事項

・　避難に関する詳細な意見（輸送力、避難完了、観光客、要配慮者、家畜、ペット）　等

ウ　現時点で具体的な検討に至っていない事項

・　県外避難時における避難元自治体の行政機能及び議会機能　等

エ　その他

・　武力攻撃を行う国と同じ国籍を有する外国人の避難・救援上の取扱い　等

沖縄県国民保護計画の変更（案）のポイント

- 国の「国民の保護に関する基本指針」が令和８年３月31日に変更されたことに伴う変更

【要協議事項】

- ✓ **国民保護法施行令の改正（令和７年８月）により、救援に「福祉サービスの提供」を追加したことに伴う変更**

- ✓ 保健・医療・福祉の連携を行うため、自然災害と同様、保健医療福祉活動の総合調整を行う体制の整備が重要であることから、その旨を明記。
- ✓ 沖縄県国民保護訓練の検討を踏まえた変更

- パブリックコメントを踏まえた変更

- ✓ 「NPO・NGO等の民間支援組織との連携体制の整備」を追加することに伴う変更

- その他、関係機関等の組織名称の変更、統計の数値の修正等に伴う変更

- ✓ 米軍施設等、沖縄県内にある空港施設等の更新等に伴う変更
- ✓ 沖縄県行政組織の変更に伴う修正
- ✓ その他、地域防災計画の変更等にともなう記述の修正

沖縄県国民保護計画変更のスケジュール（案）

